

金沢都市計画第一種市街地再開発事業の変更（金沢市決定）

都市計画武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

上段赤書きは変更前

名 称		武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業						
面 積		約 0 . 9 h a						
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考	
		幹線街路	3・3・ 5号	森山有松線		28m	約 110m	
		幹線街路	3・3・ 9号	武蔵橋場線		25m	約 70m	
		区画街路	7・7・18号	近江町線		6m	約 170m	
		特殊街路	8・7・ 2号	武蔵地下 2号線		5m	約 50m	広場 地上 約 300㎡ 地下 約 300㎡
	特殊街路	8・7・15号	武蔵地下 3号線		6m	約 40m		
	下水道	延長 = 約 230m新設						
その他の公共施設	近江町排水路：延長 = 約 100mを改修整備する							
建築物の整備に関する計画	建 築 物		敷地面積に対する		主 要 用途	備 考		
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	建築物の延面積の割合		高度利用地区の制限内容		
	約 4,700㎡	約 20,000㎡ (約 16,000㎡)	約 10/10	約 30/10	商業施設 業務施設 公共公益施設 駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> 容積率の割合 最低限度 20 / 10 最高限度 60 / 10 建ぺい率の割合 最高限度 8 / 10 建築物の建築面積の最低限度 200㎡ ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1 / 10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2 / 10 を加えた数値とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 約 120 台収容の駐車場を設ける 駐車場延べ面積は約 4,000㎡ 約 2,500㎡ 延べ面積の () 内は容積対象面積 	
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積			整 備 計 画				
	約 4,900㎡			幹線道路に沿って壁面の位置を指定し、建物周囲に空地を確保することにより、快適な歩行者空間の確保と都市環境の向上を図る。				
住宅建設の目標	戸数	面 積		備 考				
	-	-						

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

変更理由

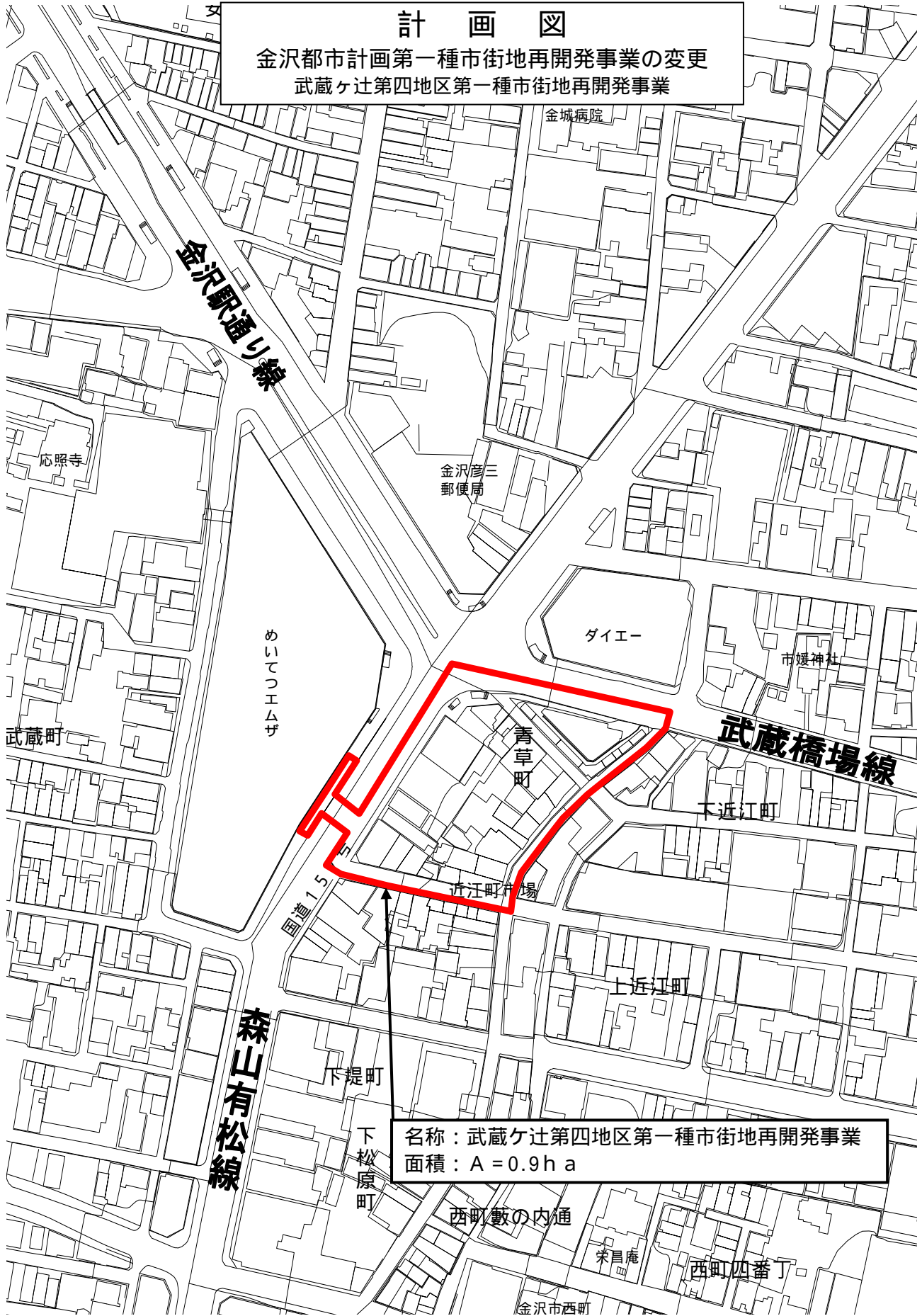
施設需要の見直し及び機能配置の再検討を行った結果、当初計画した建築物の延べ面積を縮小し、当地区に相応しい施設計画に変更するものである。

位置図
金沢都市計画第一種市街地再開発事業の変更
武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業



名称：武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業
面積：A = 0.9h a

計 画 図
金沢都市計画第一種市街地再開発事業の変更
武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業



名称：武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業
面積：A = 0.9ha